

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大野城市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.0%
全職員	70.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	96.7%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	95.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.5%
31～35年	93.1%
26～30年	89.9%
21～25年	89.7%
16～20年	86.6%
11～15年	90.4%
6～10年	86.2%
1～5年	97.2%

【説明欄】

- ・ 本庁部局長・次長相当職及び本庁課長補佐相当職は一方又は両方の性別の職員が存在しないため対象外とする。
- ・ 全職員における差異の主な要因として、扶養手当や住居手当を世帯主や住居の契約者となっている男性が受給している場合が多く、令和6年4月時点における扶養手当の受給者に占める男性の割合は85.3%、住居手当の受給者に占める男性の割合は54.4%となっている。
また、任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員の女性の割合が約79.9%となっているため、全職員で比較した際の男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。